

平成二十一年一月三十日提出
質問 第七五号

地方自治体等からの要請に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

地方自治体等からの要請に対する外務省の対応に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七〇第一九〇号)を踏まえ、質問する。

一 本年一月二十九日、中曽根弘文外務大臣は、同月二十七日に日本海でロシア国境警備局に拿捕された第三十八吉丸を所有する日吉水産の岩田慎介社長と外務省で面会し、乗組員十人全員の無事帰国等をロシア側に働きかける様に要請(以下、「要請」という。)を受け、それについての要望書(以下、「要望書」という。)を手渡されたと承知するが、外務省において「要請」を主に担当するのは欧州局ロシア課か。確認を求める。

二 「要望書」は外務省のどの部署において管理保管されるか。

三 「要望書」は二の部署においてどのくらいの期間にわたり保管されるのか説明されたい。

四 一般に、外務省の内規上、「要望書」の様な要請文書を受け取った際、どのくらいの期間にわたり保管することを義務づけられるのか説明されたい。

五 過去に外務省欧州局、または外務省内で機構編成が行われる以前の欧亜局において、「要請」と類似した各種要請を受けた事例につき、直近の事例五件を明らかにされたい。

六 「政府答弁書」では、一般に、外務省が地方自治体等の公的機関から行政案件に係る各種要請を受けた際、外務省においてどのような対応がとられるのかとの質問に対し、「お尋ねの地方自治体等の公的機関からの行政案件に係る各種要請は多種多様であることから、一概にお答えすることは困難であるが、各種要請の内容に応じて適切に対応している。」との答弁がなされている。五の事例それぞれに対し、外務省としてどのような対応をとっているのか、詳細に説明されたい。

七 五の五事例の要請を受けた際、「要望書」の様な、要請内容がまとめられた文書を手渡されているか。手渡されているのなら、当該文書は現在外務省のどの部署において保管されているのか明らかにされたか。

八 七の文書は七の外務省の部署において、どのくらいの期間にわたり保管されるのか説明されたい。

九 昨年六月十八日に提出した質問主意書（第五六五号）でその写しを添付した、一九九四年十一月七日、当時の大矢快治根室市長と小林正輔根室商工会議所会頭により当時の野村一成外務省欧亜局長、八木毅欧亜局N I S支援室長、山本広行欧亜局N I S支援室首席事務官、星達男支援委員会事務局長の四名に手渡された、「北方四島緊急支援にかかる要請書」と題する、国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事と国後島

棧橋改修工事等の我が国による北方領土人道支援について、同地域が北方領土問題原点の地であることに鑑み、北方領土における人道支援を行う際には、これら根室管内市町に配慮し、同地域の地元業者を優先する旨の要請書につき、外務省はこれまでの答弁書で「お尋ねについては、御指摘の時期から既に十年以上の年月が経過しており、外務省において保管している文書からは、御指摘の『要請書』の存在は確認できなかつた」と答弁している。右につき、そもそも外務省として右の要請書を受け取ったか否か、ひいては右の要請書にある要請を受けたか否かすら、現在定かではないということかと問うたところ、「政府答弁書」では「先の答弁書（平成二十年六月二十四日内閣衆質一六九第五六五号）四から八までについてでお答えしたとおり、外務省において保管している文書からは、御指摘の『要請書』の存在は確認できなかったことから、御指摘の『要請』を受けたか否かについても、確定的にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁には「確定的にお答えすることは困難である」とあるが、一九九四年十一月七日、当時外務省において野村一成外務省欧亜局長らが根室市より右の要請を受けたことがあるのか否か、確定的な答弁でなく、当時を知る職員の記憶に基づいたものでもかまわないところ、答弁することを求める。

右質問する。